

記 者 提 供 資 料
2025 年（令和 7 年） 3 月 27 日
高齢者総合支援室(浮田：918-5091/内線 2213)
福祉施設安全課(石川：918-5279/内線 4453)

介護サービス事業者の行政処分について

明石市は、介護保険法の規定に基づき、以下のとおり介護サービス事業者への行政処分を行いました。

1 対象事業者

- (1) 法 人 名 一般社団法人一歩會
- (2) 代 表 者 名 代表理事 兒玉 晃典
- (3) 所 在 地 西宮市浜甲子園 2 丁目 8 番 1 4 - 1 1 3 号室

2 対象事業所

- (1) 事 業 所 名 アルクゼデイサービスセンター西明石
- (2) 所 在 地 明石市西明石北町 1 丁目 1 0 番 2 1 号
- (3) サービス種別 地域密着型通所介護
第一号通所事業（予防専門通所型サービス）
- (4) 指定年月日 令和 6 年 4 月 1 日

3 処分内容

指定の取消し（指定時に遡り指定取消）

4 処分事由

- (1) 不正請求（法第 78 条の 10 第 1 項第 8 号、法第 115 条の 45 の 9 第 1 項第 2 号）
令和 6 年 4 月から同年 1 1 月までの間、勤務実態のない看護職員の勤怠に関する虚偽の記録を作成し、看護職員が不足していることを認識していながら、不正に介護給付費等を請求していた。
- (2) 不正の手段による指定（法第 78 条の 10 第 1 項第 11 号、法第 115 条の 45 の 9 第 1 項第 5 号）
指定申請の書類に指定時から勤務ができない者を記載しており、実際に勤務していなかった。
- (3) 虚偽報告（法第 78 条の 10 第 1 項第 9 号、法第 115 条の 45 の 9 第 1 項第 3 号）
監査時に虚偽の書類の提出があった。
- (4) 虚偽答弁（法第 78 条の 10 第 1 項第 10 号、法第 115 条の 45 の 9 第 1 項第 4 号）
監査時に虚偽の答弁があった。

5 処分年月日

令和 7 年 3 月 2 7 日

6 介護給付費の返還について

指定時からの全ての請求が返還対象であり、現時点で確認ができているのは、令和 6 年 4 月から令和 7 年 1 月請求分で、地域密着型通所介護 7,500,898 円、第一号通所事業 3,819,701 円です。令和 7 年 2 月以降の請求分については精査中です。

なお、地域密着型通所介護費については、介護保険法で返還額に 40%を乗じて得た額の徴収が認められているため、別途徴収します。